

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和三年七月一日から九月三十日までとする。

令和三年十一月三十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十八件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
六億三千三百八十二万八千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県の食品製造業者（震災により施設が全壊し、解体費用が発生、休業による売上減少）
- 二 福島県浜通りの観光業者（津波により事務所・設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）
- 三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により加工工場が全壊し、資産流出）
- 四 福島県浜通りの冠婚葬祭業者（震災により店舗・在庫が一部破損）
- 五 宮城県仙台市の電設資材卸売業者（津波により在庫等が水没）
- 六 宮城県仙台市の土木工業者（震災の影響で売上減少）
- 七 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所・倉庫が全壊し、業務用車両流出）
- 八 茨城県沿岸部の建具製造業者（震災により本社が一部破損、受注予定の工事中止により収益機会を逸失）
- 九 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所及びび工場が全壊し、車両が流出）
- 十 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所及びび倉庫が全壊し、所有車両が流出）
- 十一 岩手県沿岸部の建設業者（津波により事務所が全壊、車両・資材等が流出）
- 十二 岩手県沿岸部の漁業者（津波により事務所・倉庫が全壊し、設備が流出）
- 十三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所及びび工場が全壊）
- 十四 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場が全壊）
- 十五 千葉県の自動車販売・整備業者（震災により事務所が損壊）
- 十六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が被災し、生産設備及びび在庫が浸水）
- 十七 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が流出、一時休業を余儀なくされた）
- 十八 宮城県沿岸部の卸売業者（震災により本社建物全壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

四億七千七百七十六万二千元